

「白井市チャレンジ・シェア特設サイト」の協働構築・運用に関する協定書

白井市（以下「甲」という。）と株式会社サイネックス（以下「乙」という。）とは、住民サービスの向上及び地域社会への貢献を図るため、「白井市チャレンジ・シェア特設サイト」（以下「特設サイト」という。）の構築・運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、官民協働の精神に基づき、協働して特設サイトを構築し、市民・民間のチャレンジを見える化し、市民等の挑戦意欲の向上や関係人口の増加を目的とした、白井市準オフィシャルサイトとして運用するものとする。

2 甲及び乙は、この協定書に基づき、協定の内容を誠実に履行しなければならない。

（特設サイトの構築等）

第2条 特設サイトの構築年月、仕様、プロモーション方法等は、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙の都合により仕様を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、仕様の変更ができるものとする。但し、費用等が発生する場合は帰すべき各々が負担する。

3 甲は、特設サイトの制作に係る必要な情報を乙に提供するものとする。

4 乙は、特設サイトに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、特設サイトを制作するものとする。

5 乙は、特設サイトの構築及び運用に要する費用を負担するものとする。ただし、甲が乙に提供する情報作成費用は、甲の負担とする。

6 甲は、特設サイトに掲載する情報や広告に対し、必要に応じて、検査を行い、適正なものについて承認するものとする。

7 特設サイトの校正作業は、甲乙が協力して行い甲の校了をもって制作するものとする。

8 地域振興に寄与するサイトとして、サブタイトル「わが街ポータル」と表記する。

（広告の販売等）

第3条 特設サイトに掲載する広告の仕様及び内容は、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 乙は、広告主を募るに当たり、協働を基本に甲と協力し、地域事業者に対し十分な説明を行い、広告の販売を行うものとする。

また甲は、地域団体や有力企業等に対し協力要請を行い、乙の支援を行うものとする。

3 乙は、広告募集活動において、事前に甲の承諾を得たうえで甲の名称、シンボルマークその他これらに類する標章等を使用することができる。

4 乙は本協定の履行に関して、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

（情報の掲載等）

第4条 特設サイトに掲載する情報については、協働を基本に甲乙協力し、地域団体に対し十分な説明を行い、情報の提供依頼を行うものとする。

また甲は、地域団体や有力企業等に対し協力要請を行い、乙の支援を行うものとする。

（特設サイトの周知・連携）

第5条 甲は、白井市公式ホームページの全てのページに特設サイトの周知及び特設サイトへ遷移させる仕組みを設置するものとする。

また甲は、広報紙や甲所有の各種SNS等の情報発信ツールで特設サイトの周知及び特設サイトへ遷移させる仕組み設置に関し、甲乙協議のうえで実施するものとする。

（特設サイトの構築・運用に関する責任）

第6条 甲及び乙は、特設サイトの構築に関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」とい

う。）が生じた場合には、次項及び第3項に定めるとおり、各々の役割に応じて、直ちに問題解決のために対応するものとする。

2 甲は、乙に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

3 乙は、前項以外の地域情報及び広告掲載者に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

（特設サイトの見直し等）

第7条 特設サイトは、協働を基本として実施するが、社会情勢の変動や甲又は乙の責めに帰する理由により、その運用に不適切な事情が生じた場合には、甲乙協議のうえで掲載内容の全部又は一部を中止することができる。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（著作権の帰属）

第9条 甲が提供する行政情報等は、すべて甲に帰属し、乙が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、甲の許可を得るものとする。また、乙が制作する情報やサイトを構成するプログラムなどのデータ及び広告は、乙に帰属し、甲が行う他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、乙の許可を得るものとする。

（機密の保持）

第10条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

（協定の期間）

第11条 協定の期間は、構築期間を協定締結の日から令和9年5月末までとし、保守運用期間を構築完了後の令和9年6月1日から1年間とする。甲又は乙より解約の申し出が無い場合は、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協定の解約）

第12条 甲又は乙は、協定期間満了日の6か月前までに相手方に書面で通知し、双方合意の上で、この協定を解約することができる。

2 広告主の参加数が、乙の定める基準を満たせないと乙が判断した場合、双方協議の上で、この協定を解約することができる。

（その他）

第13条 特設サイトは、甲乙の信義誠実を基本として発行するが、この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年8月25日

甲 千葉県白井市復1123番地
白井市長 笠井喜久雄



乙 大阪市天王寺区上本町5丁目3番15号
株式会社サイネックス
代表取締役社長 村田吉優

